

研究種目：特定領域研究
 研究期間：2003～2008
 課題番号：15084215
 研究課題名（和文） 現代日本人の法意識と司法システムへの信頼—その社会心理学的研究
 研究課題名（英文） Japanese Legal Consciousness and Confidence in the Judiciary - Social Psychological Perspective
 研究代表者
 藤本 亮 (FUJIMOTO AKIRA)
 静岡大学・法務研究科・教授
 研究者番号：80300474

研究成果の概要：

「法体験」が「法知識」よりも「法関心」を高め、さらに法イメージにも影響を及ぼす傾向にあること、「法知識」はネガティブな「裁判イメージ」を強め、「契約に対する否定的イメージ」を弱める傾向にあること、「法体験」がある者は「法知識」に基づいた法イメージを有する傾向があることなどを明らかにした。経験や知識は必ずしも直接は法律家の「漠然とした」信頼感には影響していない。裁判官や弁護士の有する「権威性」（職業上の専門性や社会的地位に由来する）ゆえに、「お上意識」の強い人は法律家を信頼する傾向が弱いながらも観察された。法意識の構造については、70年代日本文化会議との比較を、カテゴリカル主成分分析を用いて行った。そこでは、第1成分「無関心」と第2成分「寛容～厳格」という70年代と同じ構造が発見された。しかし、第3成分では「法への反抗的態度」、第4成分では「人権重視」が見いだされ、70年代日本文化会議の知見とは異なっている。基本的な構造を維持しつつも、日本人の法意識は変化しつつあることがみてとれる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	900,000	0	900,000
2004年度	1,000,000	0	1,000,000
2005年度	800,000	0	800,000
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	900,000	0	900,000
2008年度	600,000	0	600,000
総計	4,900,000	0	4,900,000

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：(分科) 法学 (細目) 新領域法学

キーワード：法意識、法関心、法知識、社会調査、心理尺度、法社会学

1. 研究開始当初の背景

川島法意識論を受けて、日本文化会議が70年代に大規模な法意識調査を展開しているが、両者ともに法意識自体の操作化が不十分である。また調査票の構成からみて、後者で用いられている分析手法等を生かすための

前提条件は十分には満たされていないと考えられる。仮説検証型の研究であり、概念の操作化を慎重に行い、妥当性・信頼性の高い調査データをもとに分析をすることの意義は大きい。本研究は、大規模な妥当性・信頼性を前提とする質問票調査を行う法意識研

究であり、具体的な司法システムの経験変数を含むデータを分析することが可能である。

2. 研究の目的

本研究が対象とするのは、司法システムに対する信頼感や不信感の社会心理学的な決定因子を、仮説検証型の分析により明らかにすることである。第一に、「信頼」の社会心理学的な構造を操作化し、それをもとに質問項目を作成し、標準的な尺度項目を構成し、それを領域全体の調査に含める。第二に、人々のもつ権威的な存在に対する態度尺度（国家、政党、宗教団体、マス・メディアなど）との関係が探られる。第三に、各レベルでの共同体に対する自己同一性感覚の各種尺度との関係が分析される。

3. 研究の方法

本研究は研究項目A01の一部として、他の研究班と密接な連携により展開される、法意識全般における象徴的レベルの意識 = 法観念と実践的レベルでの意識 = 狭義の法意識とを関連づけようとする研究である。本領域全体が対象とする法をめぐる人々の態度や行動のデータと照らし合わせることにより、人々の言動が必ずしも常に明晰な合理的計算にのみ基づいているのではないということをも明らかにするのみならず、象徴的レベルの観念と具体的レベルでの意識との構造を追究することができるであろう。こうした研究は、領域内他分野の研究の基礎となるのみならず、法をめぐる意識全般について、社会心理学的あるいは認知心理学的観点からも、象徴的レベルでの観念の機能を明らかにする意義を有しているのである。

2003年度は研究費の交付が決定された後、すみやかに特定領域の関係する特定領域研究班と連携して、学生対象の予備調査を実施し、社会心理学におけるパーソナリティ尺度群や社会規範意識、さらに法意識の尺度項目を検討した。それと並行して、領域全体の全国サンプルの第一次予備調査調査票に含める項目の検討を行い、調査を実施した。学生調査は、10月14～15日、12月1日、12月15日、1月21日の四次に渡り、尺度項目を入れかえたり、ワーディングを調整したりしながら、長崎市医師会看護専門学校、北海道大学、放送大学、香川大学、活水女子大学の5校で行い、合計361サンプルを得た。2月には特定領域全体で全国サンプルの予備予備調査を実施した。

2004年度はまず、全国サンプルの予備予

備調査においては、関連する質問項目が限られていたため、その不足を補うために学生対象予備調査をA01班計画研究の内部で実施した。H16.11にA01班A02班合同の予備調査を実施した。また、予備調査と並行して、A01班独自の学生予備調査もくりかえし実施した。これらの予備的調査結果分析を踏まえて、A01班として最終的な本調査調査票を作成した。本調査はH17.3に実施した。

2005年度は2004年度に収集された特定領域研究A01班A02班合同の本調査データのデータクリーニングと分析を進めた。

2006年4月から7月にかけて、前年度までの理論的な研究成果と、特定領域研究A01班A02班合同の学生調査、予備予備調査、予備調査のデータを用いて、法行動経験と法知識や法関心の関係についての一連の研究会や学会での報告を行った。

2007年度は、前年度に公表した基本報告書等3点の英語版3点を準備し出版した。また、計画のとおり、各種の分析を進め、法社会学会と国際シンポジウムにおいて分析結果の発表を行った。

2008年度は本調査の結果についての分析と研究成果発表を前年度に継続して行った。

4. 研究成果

法知識については、ある程度予想されたことではあったが、正解率が低く、啓蒙による法意識の向上といった伝統的な法意識研究の枠組み自体を問い直す必要がデータの上からも明らかになった。法制度に接する頻度が少ないため、そもそも知識どころか、権利とか義務といったタームで自己や自己をとりまく環境について考えることが少なく、そのような言葉を用いての質問項目というのは、その内容的妥当性が十分に検討されなければならないといえる。

藤本(2004)においては法意識研究におけるこれまでの調査を前提とした理論モデルを概観し、その近代主義的な主客図式と、質問項目選定にあたっての法学的バイアスを指摘した後、法知識や法関心についての予備予備調査データを分析し、その解釈にあたって認知心理学の成果を生かすことの重要性を論じた。これまでの法意識研究における質問項目は測定対象が詰められていないこと、また社会心理学における法や規範にかかわる尺度項目も事実認知と当為意識が自覚的に区別されていないまま用いられているということが明らかになった。

日本法社会学会(2005/5/14 於専修大学)

では「法知識の計測について」として、法知識の操作的定義の問題を論じ、社会調査でそれらを計測するさいに法知識の拡散的存在を前提として調査票を設計することの意義を論じた。Law and Society Association (2005/6/5 於 Las Vegas, NV) では「A Thought on Measuring Legal Knowledge」として、法知識や法関心が権利イメージや紛争イメージとどう関係しているのかを論じた。正確な法知識は権利イメージとの間に有意な相関があることが明らかとなった。

2003年度より2004年度にかけて予備予備調査、学生予備調査、予備調査、そして本調査と実施してきた経験に基づき、裁判利用者や紛争経験者を対象とする社会調査についての経験を積んできたわけであるが、そこで得たノウハウや知見をベースとして、今後の裁判利用者調査の社会調査法からみた課題を整理し、「社会調査としての民事訴訟利用者調査」を執筆した。

日本法社会学会 (2006/5/14 於関西学院大学) では「法体験の法知識・法関心への影響」として報告した。法知識や権利意識の強い者がより司法システムを利用するという因果構造と、その逆の因果構造は併存していると考えられるが、法知識の拡散性、法体験の少なさを前提とすると、やはり経験が知識を増大するというモメントの方が強い傾向があること、このような状態の分析にあたっては理論的な行動モデルを精緻化した後、構造方程式モデルなどにより、両因果関係を含む分析モデルを適用する必要があることを明らかにした。この成果の上にさらに分析を進めた上で、Law and Society Association (2006/7/5-9 於 Baltimore, MD) では「Legal Experience and Legal Knowledge」と題する報告を行った。構造方程式モデルを用いたパス解析を用い、「法体験」が「法知識」よりも「法関心」を高め、さらに法イメージにも影響を及ぼす傾向にあること、「法知識」はネガティブな「裁判イメージ」を強め、「契約に対する否定的イメージ」を弱める傾向にあること、「法体験」がある者は「法知識」に基づいた法イメージを有する傾向があることなどを明らかにした。また、2004年度に実施した本調査データについては前年度から継続して準備してきた一連の基本報告書を2006年末までに出版した。

法社会学会での報告では、パーソナリティ変数の法意識や法行動への影響をパス解析によって分析を試みた。法体験の有無によって、パーソナリティ変数や法知識・法関心、裁判への態度の間の関係性の強度に違いが

あることが観察された。また、本法意識調査のリサーチデザインは調査協力者の負担軽減のため10のバージョンを作成しており、それぞれのバージョンに体系的に尺度項目を配置している。これは全体データとしてみた場合、多くの欠測値を含むデータとしてみることもできる。そこで、欠測値を代替する方法として「項目平均」と「欠測値分析による補完 (EM法)」を比較したが、後者の方が各主指標に若干の改善がみられた。契約観項目は予備調査等で十分に検討した上で因子負荷量の大きいものをバージョン共通項目として含めているためか、「項目平均」でも十分に分析に耐えらる。と考えられる。

国際シンポジウム (2008/3) から Law and Society Association (2008/5) での一連の報告では、「裁判官・弁護士への漠然とした信頼」と「契約と約束のイメージの違い」について属性変数やパーソナリティ変数との関係をみた。経験や知識は必ずしも直接は法律家の「漠然とした」信頼感には影響していない。法にかかわる経験や知識の絶対量は、他の社会経験に比べ極めて小さいことから、たとえそうした知識や経験が相対的に多くとも、「漠然とした」レベルの信頼度に影響は観察されにくいことが示唆された。権威主義的パーソナリティ尺度や「お上意識」項目のいくつかは法律家に対する「漠然とした」信頼感に一定の影響がみられた。裁判官や弁護士の有する「権威性」(職業上の専門性や社会的地位に由来する) ゆえに、「お上意識」の強い人は法律家を信頼する傾向が弱いながらも観察された。

2008年度の分析からは、次のような点が再確認された。法経験は、おそらくその頻度の少なさゆえに、「漠然とした」法イメージ (本報告の法律家信頼度や契約・約束イメージ) にはそれほど影響していない。こうしたイメージとパーソナリティは一定の関係が観察された。教育程度には、一定の影響がみられる。しかし、法教育経験や法知識程度は必ずしも顕著な影響は示していない。(やはり頻度の問題か?あるいは法教育の内容の問題か?)

法意識の構造については、70年代日本文化会議との比較を、カテゴリカル主成分分析を用いて行った。そこでは、第1成分「無関心」と第2成分「寛容～厳格」という70年代と同じ構造が発見された。しかし、第3成分では「法への反抗的態度」、第4成分では「人権重視」が見いだされ、70年代日本文化会議の知見とは異なっている。基本的な構造を維持しつつも、日本人の法意識は変化しつつあ

ることがみてとれる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

藤本亮「法意識の実証分析(1)」棚瀬孝雄編『よくわかる法社会学』ミネルヴァ書房全2頁(近刊)

藤本亮「法意識の実証分析(2)」棚瀬孝雄編『よくわかる法社会学』ミネルヴァ書房全2頁(近刊)

Y. Matsumura, M. Kinoshita, A. Fujimoto, H. Yamada, M. Fujita, & C. Kobayashi 「What are the Changes in Attitudes of Japanese People Toward the Law and the Legal System? Surveyed in 1971, 1976 and 2005.」CHIBA JOURNAL OF LAW AND POLITICS22 (3) 112(1)-61(52) (2007)

Y. Matsumura, A. Fujimoto, M. Kinoshita, H. Yamada, M. Fujita, & C. Kobayashi 「Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System: An Outline of the Research Conducted in 2005.」CHIBA JOURNAL OF LAW AND POLITICS 22 (2) 130(1)-51(80)

Y. Matsumura, M. Kinoshita, A. Fujimoto, H. Yamada, M. Fujita, & C. Kobayashi 「Japanese Attitudes Toward the Law and the Legal System: Its Theoretical Model and Research Design.」214(47)-176(85) (2007)

松村良之, 木下麻奈子, 藤本亮, 山田裕子, 藤田政博, 小林千博: 『『日本人の法意識』はどのように変わったか: 1971年、1976年、2005年調査の比較』北大法学論集 57・4. 474[1]-435[40] (2006)

松村良之, 木下麻奈子, 藤本亮, 山田裕子, 藤田政博, 小林千博: “現代日本人の法意識の全体像: 2005年調査結果の概要” 北大法学論集 57・3. 480[57]-405[132] (2006)

松村良之, 木下麻奈子, 藤本亮, 山田裕子, 藤田政博, 小林千博「現代日本人の法意識研究の理論モデルとリサーチデザイン」北大法学論集 57・3. 536[1]-481[56] (2006)

[学会発表] (計 6 件)

藤本亮「<日本人の法意識>はどう変わったか-70年代日本文化会議調査との比較」日本法社会学会 2009年度学術大会 (2009/5/9)

藤本亮「日本人の法意識-日本文化会議調査の追調査-(記述統計による比較の試み)」特定領域研究全体研究会 (2008/11/8)

Fujimoto, Akira 「Diffuse Confidence in Judge / Lawyer and Perception of Contract / Promise」2008 Joint Annual Meetings of Law and Society Association and Canadian Law and Society Association (2008/5/29)

藤本亮「法知識と法のイメージ - 漠然とした法意識に対する決定因」日本法社会学会 2008年度学術大会 (2008/5/11)

Akira Fujimoto 「Diffuse Confidence in Judge / Lawyer and Perception of Contract / Promise」International Symposium for Dispute Resolution and Civil Justice (2008/3/1)

藤本亮「法経験・法意識・パーソナリティのパス解析」日本法社会学会 2007年度学術大会 (2007/5/12)

[図書] (計 3 件)

松村良之, 木下麻奈子, 藤本亮, 山田裕子, 藤田政博, 小林千博: “紛争行動調査基本集計書(第4章「意識調査結果」)(村山眞維・松村良之編)” 有斐閣学術センター. (2006)

藤本亮(共著): “利用者からみた民事訴訟(藤本亮「社会調査としての民事訴訟利用者調査」)(佐藤岩夫, 菅原郁夫, 山本和彦編)” 日本評論社. (2006)

共著“法社会学の可能性(和田・櫻村・阿部編)(藤本亮「法意識と法行動の間」” 法律文化社. (2004)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤本亮 (Fujimoto Akira)
静岡大学・法務研究科・教授
研究者番号: 80300474

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし